

パブリックコメントの結果について

| 該当施策 | 意 見 | 意見に対する考え方 |
|-----------------|---|--|
| 1 地球温暖化対策の推進 | <p>京都議定書の目標を達成出来ない時には、罰則を掛けられるのでしょうか。</p> | <p>京都議定書の数値目標には法的拘束力があり、先進各国は目標達成の義務を負っています。これを達成できなかった場合、以下の措置が講じられることがマラケシュ合意で決定済みです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 排出超過分の1.3倍を第2約束期間の割当量から差し引く 遵守行動計画の提出 排出量取引による移転(売却)の禁止 |
| | <p>目標の達成が極めて厳しい状況にあると評価しています。これから実施すべき具体的な対策を明らかにすべきではないでしょうか。</p> <p>国民に危機感はありません。もっと実態を示すべきではないでしょうか。</p> | <p>京都議定書目標達成計画に示された対策・施策の進捗状況の評価を踏まえ、今後、6%削減約束の達成に確実に期するため、必要な対策・施策の追加・強化を適切に行い、本年度中に京都議定書目標達成計画の改定を行います。必要な対策・施策としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物の省エネ性能の向上や省エネ機器の一層の普及促進 ・燃費性能の優れた自動車の一層の開発・普及 ・自主行動計画の深堀・対象範囲の拡大 ・新エネルギー(バイオマス熱利用・太陽光発電等)の導入の加速化 ・ライフスタイル・ビジネススタイルの変革に向けて具体的な行動を促進する国民運動の強化 <p>などが挙げられます。</p> <p>近年、地球温暖化の影響や日本の現状に関する政府の広報や、マスコミによる日々の報道を通して、人々の関心が非常に高まっています。そこでより多くの皆さんに具体的な行動に移っていただくため、現在、安倍総理が提案した「1人1日1kg」の温室効果ガス削減を実現に向け、「私のチャレンジ宣言」などの取組を進めています。</p> <p><めざせ！1人、1日、1kgCo2削減> http://www.team-6.jp/try-1kg/</p> |

| | | |
|-------------------------|--|---|
| <p>1 地球温暖化対策の推進</p> | <p>目標 1-1 < 今後の展開 > 「ノンフロン製品の普及促進や法律に基づく回収の着実な実施など、オゾン層破壊物質からの代替が進むことにより今後増加が予想される代替フロンの排出抑制に向けた施策の強化」について</p> <p>本文中にある「代替フロンの排出抑制に向けた施策の強化」として、具体的な強化方針について 以下の通りに意見をまとめる。 < 今後の施策強化に伴う民間側への役割分担について、より一層の強化、対策を期待する ></p> <p>ノンフロン化への技術開発資金補助 ノンフロン化へ技術開発に向けて、費用補助を行う事により、開発スピードアップと内容拡充を計る。</p> <p>上記技術開発後の普及への取組み補助(費用負担、資産税控除等) フロン同等性能機と普及格差により、費用格差等があるような場合には、差額等の補助導入の検討。</p> <p>代替フロン排出抑制強化により、新たに設ける設備、規模、台数等が増加する際の導入事業者への資金補助 施策強化に伴い、代替フロン排出を強化するに当り、それを実行するための設備導入、人的専門能力等が必要になる場合がある。この時、新たに発生する導入費用についての資金補助。</p> <p>本施策啓蒙の為の活動強化(民生、産業、一般への啓蒙取組み) 民生、産業、一般へ、施策強化に伴う導入、普及活動を広く、啓蒙、宣伝活動の強化への検討。</p> | <p>代替フロンの排出抑制のため、一部のノンフロン製品について、石油及びエネルギー需要構造高度化特別会計(現エネルギー対策特別会計)による普及のための補助事業を実施しております。</p> <p>また、業務用冷凍空調機器からの冷媒フロンの回収率向上のため、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)の改正による制度強化や、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づく環境物品等の調達等、各種の施策により、代替フロンの排出抑制を実施しております。</p> <p>代替フロンのさらなる排出抑制に向け、引き続きこれら施策の強化を図っています。</p> |
|-------------------------|--|---|

| | | |
|----------------------|---|---|
| <p>2 地球環境の保全</p> | <p>目標 2-1 < 今後の展開 > 「ノンフロン製品の普及方策の検討等、脱フロン社会の実現に向けた施策を重点的に実施する。」について</p> <p>「業務用冷凍空調機器からのフロン類回収率」はH15 年度からH17 年度にかけて回収率が約 28%から約 32%へ上昇し、回収量も約 1,889(t)から約 2,998(t)へと増加して、年々回収効果が現れている。しかし、未回収率はH17 年度で約 68%と未だに多くの業務用冷凍空調機器からのフロン回収は出来ていない。</p> <p>これに対する意見として 改正フロン回収・破壊法の周知徹底 本文 < 今後の展開 > 内に記載されている「ノンフロン製品の普及方策の検討等、脱フロン社会の実現に向けた施策を重点的に実施する。」の2つを両立する必要があると考えている。</p> <p>基本的には脱フロン社会を創造し、その上でフロンを使用しなくてはならない分野において、法規に則り「回収と破壊の徹底」を実行して、フロンを製造しない所から排出をまず、抑制して、更に使用した分は確実に回収、破壊を行う事が必要と考えている。</p> <p>具体的には脱フロン社会の実現の為に、導入者、導入事業者がノンフロン製品を導入しやすくなるように誘導する必要があると思う。これには導入の為に資金補助、規制緩和等を国が行わなくてはならないと考える。更に、普及の為に継続的に行って、結果を広く広報する必要があると考えている。</p> | <p>御指摘のとおり、オゾン層の保護・回復のためには、法規に則った「回収と破壊の徹底」が必要であり、業務用冷凍空調機器からの冷媒フロンの回収率向上のため、フロン回収・破壊法の改正が行われ、平成19年10月1日より施行しています。</p> <p>フロンの回収と破壊の徹底のため、法改正内容の周知徹底による履行確保を図っています。</p> |
|----------------------|---|---|

| | | |
|-----------------------------|---|---|
| <p>3 大気・水・土壌環境等の保全</p> | <p>目標 3-1 ここしばらく光化学スモッグの報道がなかったが、最近被害の報道が見られます。光化学オキシダントの達成率が、ほかの物質に比べ、極端に悪いことに驚いています。もっと力を入れるべきではないのでしょうか。</p> | <p>光化学オキシダント対策としては、その原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)を削減するため、平成 16 年5月に法律を改正し、法律による規制と事業者による自主的取組とを組み合わせた取組を推進しています。また、光化学オキシダント注意報の発令については、海外からの大気汚染物質の移流の影響が考えられるため、その原因等を検討するための有識者による検討会を立ち上げました。 (http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=8508)</p> |
| | <p>目標 3-1 近年の企業による排出基準の超過や測定データの改ざん等、公害防止の取組に関する不適正な事案が散見されたことへの対応として、事業者向けの行動指針の作成、周知について評価で言及されている。各企業における実行的な取組みに向けて、今後の展開についてもう少し踏み込んだ表記ができないか？</p> | <p>目標3 - 1の<今後の展開>にも記載しているとおり、公害防止に関する事業者の取組状況を把握するとともに実効性を向上させる施策について検討を進めています。</p> |
| <p>4 廃棄物・リサイクル対策の推進</p> | <p>最近読んだ「環境問題はなぜウソがまかりとおるのか」(武田邦彦/洋泉社)の中で、ゴミの分別は、あまり意味のないことというような内容がありました。自治体がお金を払って引き取ってもらっても、結局は廃棄されてしまうから税金の無駄だが、リサイクル法の建前、分別しなくてはならないというようなことだったのですが、ゴミ問題の現状について、私はあまりよくわかりません。 以来、家でもゴミの分別は一応はしながらも、ゴミの分別の実態はどうなっているのか？ また、リサイクル法は本当に意味があるのか？」という疑問をいただいております。</p> | <p>廃棄物の排出量が高水準で推移し、最終処分場の残余容量の逼迫が深刻な状況となっている中、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用の観点から、従来、焼却処分、埋立処分されていた廃棄物、特に、発生量の多い容器包装、家電などの廃棄物の資源としての循環的な利用を促進するため、各種リサイクル制度の適正な運用が必要です。 例えば、容器包装リサイクル法に基づき容器包装廃棄物の分別収集とリサイクルは大きく進んできており、平成 17 年度におけるリサイクル率を見ると、ペットボトルについては約 84%、プラスチック製容器包装については約 69%となっています。 また、家電リサイクル法に基づき、平成 18 年度には 1,159 万台の廃家電が家電メーカー等に引き取られ、法定基準以上のリサイクルがなされました。 これらにより、一般廃棄物全体のリサイクル率は年々上昇の一途をたどっている(平成9年度 9.8%が平成 17 年度 19.0%)ほか、一般廃棄物の最終処分量も年々減少(平成 17 年度は平成9年度の6割弱)しており、これらリサイクル法によるリサイクルは一定の成果を挙げていると考えています。</p> |

| | | |
|------------------------|---|---|
| <p>6 化学物質対策の推進</p> | <p>「化学物質対策の推進」では、環境リスクに関する施策が多く取りあげられています。</p> <p>昨今、EU の環境規制の強化という流れを受け、国内でも企業内での環境リスクの評価に関して、大企業を中心として関心が高まっています。しかし、中小企業では、依然として、どのように環境リスクを評価したらよいのか、またそのツールとしてどのようなものがあるのか、理解に遅れをとっている場合が多い。</p> <p>このような中小企業に対して、環境リスク評価のアドバイス書(ガイドラインなど)のようなものを発行したり、セミナーを開催したりなどの対策はとられているのでしょうか？</p> <p>川上、川中、川下という化学物質含有の物流を考慮すると、今後、ますます中小企業の立ち振る舞いが重要なポイントとなってくと思われれます。</p> | <p>環境省では、EUを始めとする諸外国の化学物質管理政策に関する情報を提供する機会として、本年3月に国際シンポジウム「化学物質をめぐる国際潮流について」を2回開催(2日及び30日)しました。また、「欧州REACHと我が国の対応」、「我が国の化学物質管理のこれから - これまでの取組と最近の国際動向を踏まえて - 」の2種類のパンフレットを発行し、情報発信に努めています。</p> <p>また、環境省が行っている化学物質アドバイザー制度では、化学物質のリスクや関連する最新の知見等についての解説を行うなどの企業向け勉強会の支援を行っているところですが、今後ともアドバイザー制度の改善に努めていきます。</p> <p>さらに、川上(化学物質製造事業者)から川下(最終製品製造事業者)までのサプライチェーンを通じた化学物質管理を進めるべく、関係者間の連携を進めるためのネットワークづくりを検討しています。</p> <p>なお、御指摘の企業によるリスク評価のガイドラインについては、先般、経済産業省より「事業者向け化学物質のリスク評価のためのガイドブック」が発行されており、今後も関係省庁が連携して企業の取組を支援するための施策を講じていく予定です。</p> |
|------------------------|---|---|

| | | |
|------------------------|---|---|
| <p>9 環境政策の基盤整備</p> | <p>「 施策の方針に対する総合的な評価」を見ると、「環境省の平成 18 年度の科学技術関係経費は、政府全体の同経費の約 1%にとどまっている」ということが書いてあり、驚きました。安倍総理は、日本が環境分野の世界的リーダーになることを掲げていると思いますが、環境分野の科学技術開発は、資源のない日本にとっても重要なのではないのでしょうか。環境省の担当分が 1%ということなのでしょうが、そのこと自体、なんとなく納得いきません。ちなみに、政府が主導している地球温暖化対策費用については、政府全体予算のうち、環境省の予算はどのぐらいなのでしょう？日本が環境分野で世界を主導していくためにも、政府予算における環境省のプレゼンスも高めてほしいと思います。</p> | <p>環境省の科学技術関連予算は、平成18年度の289億円から平成19年度には313億円と前年比10%近い増額となっている。第3期科学技術基本計画では、平成18年度から22年度までの5年間で政府研究開発投資の総額を約25兆円とすることとしており、環境省においても現在策定中の平成20年度予算において、科学技術関連施策に積極的に取り組むこととしています。</p> <p>平成19年度における政府全体の京都議定書目標達成計画関係予算額は、A「京都議定書6%削減約束に直接の効果があるもの」が約5,301億円、B「温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの」が約1,490億円、C「その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの」が約3,652億円、D「基盤的施策など」が約404億円となっている。このうち環境省の予算額は、A が約303億円(5.7%)、B が約39億円(2.6%)、C が約519億円(14.2%)、D が約46億円(11.4%)である。今後も政府一丸となって、地球温暖化対策を推進していくこととしています。</p> <p>地球温暖化問題をはじめ、地球規模での環境問題が深刻化している。環境省としても、政府全体の環境保全経費の取りまとめなどの機会を捉えて、リーダーシップを発揮していきたい。</p> |
| | <p>目標 9-4 外国語版ページアクセス件数を新たに指標として掲げているが、この点についてはアクセス件数とあわせて外国語での発信情報の質も評価対象として欲しい。日本の環境施策が十分に海外で理解・評価されていない。欧州中心の環境施策デファクトスタンダード化を防ぐとともに、アジア諸国に日本の優れた環境施策・環境技術を普及するためにも、外国語での情報発信により一層、力を入れて欲しい。</p> | <p>発信情報の質を数値化することは難しいが、日本における環境施策の理解をより一層海外に広めていくことを目指し、英語のほか中国語、韓国語、フランス語による情報提供の充実を図ることとしています。</p> <p>今後は、ホームページにおける外国語の発信件数や、国際会議でのプレゼンテーション等のホームページ以外での発信の機会の数など、視野を広げた指標によって評価を行うことを検討していきたい。</p> |